

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してもした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分及び同月〇日付けでした同法による療養給付を支給する旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の医療法人社団Bに雇用され、同社団が運営する介護老人保健施設C（以下「事業場」という。）において介護職員として就労していたところ、同月〇日、出勤のため自転車で事業場へ向かう途中、普通貨物自動車にはねられ（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人は、直ちにD病院に救急搬送され、翌〇日、Eクリニックに転医し、「頭部挫創傷、右上腕部・右肋骨部損傷、頸椎捻挫、右前腕・左腕挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人には、「脳損傷の疑い」もあるとして、同日、F病院を紹介され同院において頭部の精密検査を受け、その後、Gクリニック等複数の医療機関で療養を継続した。

請求人は、本件事故は通勤によるものであるとして、監督署長に対し、療養給付を請求したところ、監督署長は本件事故を通勤災害であると認め、同年〇月〇日までに係る療養給付を支給したが、同月〇日以降の期間に係る療養給付の請求については、治癒（症状固定）後の請求であるとしてこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したとして、同月〇日以降の期間に係る療養給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、医師の意見書からも症状固定日は平成〇年〇月〇日と結論が出ており、また、請求人は、同年〇月〇日以降も同年〇月〇日まで、Eクリニック及びH接骨院に通院して症状は改善したことが認められるので、症状固定は平成〇年〇月〇日とすべきであると主張している。

(2) この点について、I医師は、平成〇年〇月〇日付け医療照会書兼回答書において、要旨、「平成〇年〇月〇日時点で就労は本人次第で可能な状態であり、また、本人次第で医学的には治療終了可能な状態と判断してよいか。」との問い合わせに対し、「問題ない。」と回答している。さらに、同医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「リハビリ・投薬治療を続けても、〇月〇日時点の症状が同様に続いている、〇月〇日で症状固定でよい。」と述べ、さらに、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日診察時の症状について、頸部・腰部痛、右肋骨部痛。他覚的な炎症所見なし。」と述べ、また「平成〇年〇月〇日の症状固定については、労災保険の傷病の『症状固定』を踏まえた意見である。」と回答している。

しかしながら、同医師は、平成〇年〇月〇日付け照会・回答書においては、平成〇年〇月〇日以降の治療について、要旨、「疼痛の訴えが強いため、対症療法としてリハビリ・投薬を行った。症状固定は平成〇年〇月〇日である。」と症状固定日については異なった意見を述べ、また、平成〇年〇月〇日付け意見書に添付された、平成〇年〇月〇日付け照会・回答書においては、「症状固定日を平成〇年〇月〇日であると診断したのは誤りであるか。」との問い合わせに「はい」と回答している。

(3) 一方、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「他覚的所見は一切なし、神経学的異常なし、レントゲン所見無し。平成〇年〇月〇日時点において症状固定で可、骨折もなく他覚的所見もないことから長期間治療が必要とは思えない。」と述べている。

(4) なお、請求人は平成〇年〇月以降、H接骨院で「頸部捻挫、右胸部打撲、右腰部打撲、左前腕部打撲」として施術を受けていることが認められる。

(5) 当審査会において、請求人の症状固定の時期について、診療録及び各医師の意見書、照会・回答書をもとに、請求人の症状及び治療経過について、改めて詳細に検討したが、平成〇年〇月〇日以降の投薬や施術の内容は、傷病の症状の一時的な回復をもたらすに過ぎないものであると認められ、経過中の自覚症状の改善は傷病の自然経過であると判断されることから、請求人の本件傷病については、同日には症状固定の状態であったとするのが妥当であると判断する。

また、同日の受診が認められないことから、療養給付の対象となるのは同月〇日までの治療であると判断する。

(6) なお、請求人らの主張について、改めて子細に検討したが、上記の判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。